

おかげさまで 開業14周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2022年5月号

今年は3年ぶりに行動制限のないゴールデンウィークでしたが、いかがお過ごしでしたか。各行楽地はとてにぎわっていたようですね。政府のG・O・T・Oトラベル事業がなくても、コロナ禍で我慢していたレジャーを楽しみたい気持ちが一気に爆発した感じでしょうか。経済効果とリフレッシュした気持ちで、より活発な企業活動につながればと思います。

先月より改正育児・介護休業法の環境整備など一部や中小企業のパワハラ防止措置義務が施行されます。また、常時101人以上の企業におかれましては、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、公表の義務化もされております。しっかりと対応していきましょう。

5月のトピックス

- ・ 2021年度の有効求人倍率と完全失業率について
- ・ 無効解雇の金銭解決制度について
- ・ リカレント教育の支援について

2021年度の有効求人倍率と完全失業率について

厚生労働省の発表によると、2021年度平均の有効求人倍率が1.16倍（前年度比0.06ポイント増）となり、3年ぶりに上昇したことがわかりました。2022年3月の有効求人倍率（季節調整値）は、1.22倍（前月比0.01ポイント増）でした。一方、総務省の発表によると、2021年度平均の完全失業率は2.8%（同0.1ポイント減）となったことがわかりました。

無効解雇の金銭解決制度について

厚生労働省の有識者検討会は、無効解雇の金銭解決制度について法的論点を整理した報告書をまとめました。労働契約解消金の算定方法について、勤続年数や年齢、給与額などが考慮の対象になるなどの考え方を示しました。今後、労働政策審議会で制度導入を議論されます。

リカレント教育の支援について

政府の教育未来創造会議のワーキンググループは、成長戦略の一環として社会人の学び直し（リカレント教育）を支援するため、従業員が大学等で学び直すための長期休暇制度を導入した企業に対して支給する補助金を拡充する提言の素案を示しました。また、高度なデジタル技能を備えた人材育成のための職業訓練等を行った企業への補助・助成制度の新設も素案に盛り込まれました。

地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL: jibiki@jibiro.info

URL: <http://jibiro.info/>

TEL/FAX: 042-343-1363

移動オフィス: 090-2907-3545